令和６年度　エネルギー産業創出促進事業補助金

公　　募　　要　　領

**「事業化調査検討支援」　編**

* **公募の受付期間を延長します。**

**（令和６年12月27日（金曜日）または補助金交付決定額の総額が予算額に達した時点で、公募の受付を終了します。**

* エネルギー産業創出促進事業補助金の対象となる事業のうち、今回募集するのは**「事業化調査検討支援」**に関する事業となります。「府内企業による研究開発等」及び「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」に関する事業の募集については別途ご案内します。

**１　事業の趣旨**

　　　大阪府では、エネルギー産業創出促進事業補助金（以下「本補助金」といいます。）により、蓄電池や水素・燃料電池等に関する研究開発等の取組みや大阪でのビジネス化をめざすプロジェクトの国事業の活用に向けた調査検討の取組み、そしてエネルギー産業と密接に関わりを持つAIや

IoT等のデジタル技術関連ビジネスの実証実験を支援しています。

**２　公募する補助事業の内容**

**（１）対象となる補助事業**

今回、本補助金のうち「事業化調査検討支援」の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、次の取組みとします。

・水素や蓄電池など、国の分野別投資戦略に位置づけられた分野において、大阪でビジネス化をめざすプロジェクトの、国事業の活用に向けた調査検討の取組み

　　【対象事業例】

・水素等の製造や輸入、貯蔵、供給事業の構築に向けた事業化調査・検討。

・蓄電池や燃料電池、それらの部素材の製造や供給等の事業の構築に向けた事業化調査・検討。

【留意点】

補助事業の基本的な考え方は、下記のとおりです。

・事業可能性、事業実施体制構築や資金計画の基礎となる事業化構想の検討などの取組みが補助対象であり、拠点整備など調査検討対象の事業そのものにかかる費用は補助対象となりません。

・調査検討の一部を委託する場合は、その委託に要する費用は補助対象となります。

**（２）補助金額、補助率**

ア　補助金額

事業１件につき、３００万円を上限とします。

イ　補助率

補助対象経費の２分の１に相当する金額以内です。

【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

**（３）他の補助金等との関係**

同一の取組みを他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。

　上記の補助金や助成金等に申請中又は申請する予定がある場合は、応募の際、事業計画書にその旨の記載が必要です。

**３　補助事業の実施主体（応募できる方）**

**（１）補助事業の申請者**

申請者は、次のア又はイのいずれかに限ります。

ア　営利企業（注）

イ　申請時点で営利を目的とする事業を営んでおらず、補助金の交付決定までに創業を計画している者（以下「営利企業計画者」といいます。）

補助事業を複数の営利企業や大学・研究機関等と共同して行うことができますが、その場合、代表者を決めていただくとともに、代表者が代表して申請書を提出していただき、補助金の交付はこの代表者に対して行います。当該代表者は、補助事業の一部又は全部を自ら行う営利企業に限ります。

なお、共同して事業を行う場合において、申請者以外の営利企業を「共同事業者」、営利企業以外の事業者（大学・研究機関等）を「協力事業者」とします。

|  |
| --- |
| （注）営利企業とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいいます。 |

【留意点】

補助事業に関しては、主として府内において展開される事業に関する調査・検討等に限ります。

**（２）応募資格・審査要件**

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表者だけでなく、「共同事業者」及び「協力事業者」を含むすべての事業者のうちの１者でも該当する場合は、応募することができません。

ア　直近３事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

イ　地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

ウ　宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

カ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

キ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ク　本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ケ　その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

**４　補助対象経費**

補助対象となる経費は、表１のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象です（※専ら補助事業の実施に必要な経費に限ります）。

**また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。**

表１　補助対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業区分 | 経費区分 | 細目 | 補助対象経費の内容 |
| 事業化調査検討 | 調査検討費 | 調査委託費 | 事業化に向けた調査検討の一部を委託する経費 |
| 調査検討事務費 | 企業・共同調査機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上費、その他経費 |

【留意点】

補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

**５　補助事業実施期間**

交付決定日から令和７年３月31日（月曜日）までとします。

【留意点】

本補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがありますので、ご了承ください。

**６　応募方法**

**（１）応募書類の配布及び受付**

ア　配布期間

令和６年３月25日（月曜日）から令和６年12月27日（金曜日）または補助金交付決定額の総額が予算額に達するまで

イ　配布方法

産業創造課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/tyousakentou/index.html>）からダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません）。

ウ　受付期間

**令和６年12月27日（金曜日）または補助金交付決定額の総額が予算額に達するまで**

エ　提出方法

（２）の提出書類一式を、**令和６年12月27日（金曜日）午後６時必着**で、以下の宛先あてに**郵送**してください。提出書類をご持参いただくことが可能な場合は、以下の宛先に令和６年12月27日（金曜日）午後６時までに、直接ご持参ください。

　＜宛先＞

　　 大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 グリーンビジネスグループ

　　 「令和６年度　エネルギー産業創出促進事業補助金

（事業化調査検討支援）」担当者宛て

　 　住所：〒559－8555

　　　　　 大阪市住之江区南港北１丁目14－16

　　　　　 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

**※　郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。**

**また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくようお願いします。**

　　　（ご連絡は、土日・祝日を除く、午前９時から午後６時まででお願いします。）

　＜電話番号＞　06-6210-9269

※　提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（エネルギー産業創出促進事業補助金交付要綱「以下「交付要綱」といいます。」様式第１号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、大阪府から申請者（代表事業者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後にご送付ください。

オ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

**（２）提出書類**

下記の書類をご提出ください。

ア 補助金交付申請書（交付要綱様式第１号）

イ 事業計画書（交付要綱様式第１号別紙２）

ウ 添付書類

ａ　法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（３か月以内のもの）

　　ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び地方独立行政法人の場合は不要

個人の場合は開業届出の写し及び印鑑証明書（３か月以内のもの）

営利企業計画者の場合は、上述の書類に類する書類（予定名称、代表者・役員就任予定者氏名、主たる予定事業所の所在地を記載したもの）

ｂ　直近２年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

　　国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び営利企業計画者の場合は、不要

ｃ　「３　補助事業の実施主体（応募できる方）」（２）ア及びイに係る納税証明書

（次のA及びB）

　(A)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

　(B)税務署発行の納税証明書（その３の３）未納の税額がないことの証明書

ｄ　事業や法人の紹介パンフレット等

　　営利企業計画者の場合は、創業する事業の内容を示した書類

ｅ　要件確認申立書（交付要綱様式第１－２号）

ｆ　暴力団等審査情報（交付要綱様式第１－３号）

※　提出部数は各１部です。「ウ　添付書類」のうち、ａの登記簿謄本、現在事項全部証明書及び印鑑証明書並びにｃについては原本が必要です。それ以外の書類はコピーでも可とします。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

　　　※　「ウ　添付書類」ｆの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第４条第２項第３号の規定に基づき添付いただくもので、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

**（３）本事業の説明会**

ア　公募説明会

　　産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、可能な限りご視聴をお願いします。

　　　［日　時］令和６年３月25日（月曜日）午後２時から公募終了まで

　　　［URL］<https://youtu.be/XEgY7JKSJgQ>

イ　事業説明会

　　本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

**（４）質疑応答**

　質問は、電子申請システムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

　　　［質問受付期間］令和６年３月25日（月曜日）午後２時（説明会YouTube配信開始日時）から

令和６年12月13日（金曜日）午後６時まで

　　　［質問方法］大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。

（<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/781a6cfe-5e56-4319-b786-7d8210fc3baa/start>）

　　　［回答方法］質問への回答は産業創造課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/tyousakentou/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**（５）応募の取下げ**

　応募後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は、書面により届け出てください。10ページに、取下届出書例を掲載しておりますので、参考にしてください。

**７　審査**

**（１）審査方法**

専門家で構成する審査会を開催し、応募事業者から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の審査項目を中心に審査します。

＜審査項目＞

ア　調査検討の対象である、大阪でビジネス化をめざす水素や蓄電池等のプロジェクト　（以下「調査検討対象事業」という。）の内容、カーボンニュートラルへの貢献、事業化の方途（活用を想定する国事業を含む）が示されているか。【30点】

イ　調査検討対象事業により見込まれる地域への経済波及効果または技術の普及（実装）　規模が十分大きいものか。【25点】

ウ　調査検討の内容が、プロジェクトの内容や事業化の方途と整合しているか。活用を想　定する国事業の採択評価項目に対応するために必要なものとなっているか。【25点】

エ　調査検討の実施体制及びスケジュールが、提案計画内容に見合った内容であるか。

【10点】

オ　調査検討の金額及び積算について、提案計画内容に見合った内容であるか。【10点】

なお、審査会において、委員の得点平均が60点に満たなかった事業は選定しないものとします。

**（２）審査結果**

審査の結果については、書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

**（３）採択事業の公表**

採択された補助事業については、事業者名、計画名称・事業計画概要等を大阪府ホームページにて公表します。

**８　採択後の手続き等**

**（１）採択後のスケジュール**

採択後、補助事業者を対象とした説明会を実施します。

**（２）補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更**

　　以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

　　ア　補助事業の経費区分の金額の変更（２割を超えて増減する場合）

イ　事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

**（３）事業途中での中止や廃止**

　　真にやむを得ない場合以外は認められません。

**（４）実績報告**

　　補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和７年４月10日（木曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

**（５）補助金の経理**

　　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

　　加えて、取得価格又は効用の増加価格が１件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

**（６）財産の管理及び処分の制限**

　　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が１件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

**（７）成果等の発表・ＰＲ**

「７　審査」（３）採択事業の公表に加えて、補助事業実施中もしくは事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供をお願いする場合があります。

**（８） 府の施策への協力**

　　より地域波及効果を高めるため、大阪府が運営するエネルギービジネス分野におけるオープンイノベーションを推進するための企業プラットフォームへの参画をお願いします。

**９　その他**

（１）チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）―DX・カーボンニュートラル型―　のご案内

府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資するものです。ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限ります。<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>

（２）本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

　　・当該補助金の交付に係る業務での利用。

・大阪府が行う調査業務等での利用。

申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。

2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。

3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。

4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利１０．９５％）を加えた額を返還していただきます。

5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。

6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

**〔応募事業者〕**

申　請

〔大阪府〕

受　付

**〔補助事業者〕**

補助事業実績報告書提出

〔大阪府〕

完了検査

補助金額確定・交付

〔大阪府〕

補助事業採択・交付決定

**〔応募事業者〕**

事業計画プレゼンテーション

**〔補助事業者〕**

補助事業の実施開始

**〔補助事業者〕**

補助事業の完了

**〔補助事業者〕**

補助金受領

交付決定後

令和７年３月31日（月曜日）まで

事業完了後30日以内又は

令和７年４月10日（木曜日）のいずれか早い日まで

（取下届出書の例）

　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　　　年度　エネルギー産業創出促進事業補助金に係る

補助金交付申請取下届出書

　　　　　年　　月　　日付けで、エネルギー産業創出促進事業補助金に係る補助金交付申請をしましたが、下記のとおり取り下げます。

記

１　事業名

２　理　由